

## 第 18 号議案

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号、第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 115 条の 1 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 1 第 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、足立区における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「省令」という。)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「予防サービス省令」という。)で使用する用語の例による。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第 3 条 法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、省令の規定の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準)

第4条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、予防サービス省令の規定の例による。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第5条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める入所定員は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)

第6条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準)

第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、省令第132条第1項第1号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、2人以上4人以下とすることができる。

(2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準)

第8条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、省令第160条第1項第1号イの規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

( 2 ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、12人以下としなければならない。

( 3 ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、第1号ただし書に規定する場合にあっては、21.3平方メートル以上としなければならない。

( 4 ) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

( 5 ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

( 指定複合型サービスの通いサービスの利用定員 )

第9条 指定複合型サービス事業所の通いサービスの利用定員は、省令第174条第2項第1号の規定にかかわらず、登録定員の2分の1から18人までの範囲において定めるものとする。

( 区外の事業所に係る指定の特例 )

第10条 法第78条の2第1項の申請に係る事業所が足立区の区域外にある場合において、当該事業所が所在する区市町村の指定地域密着型サービス事業者の指定を受けているときは、この条例による基準を満たしているものとみなすことができる。

2 法第115条の12第1項の申請に係る事業所が足立区の区域外にある場合において、当該事業所が所在する区市町村の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けているときは、この条例による基準を満たしているものとみなすことができる。

( 委任 )

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例の施行の際現に指定認知症対応型共同生活介護事業又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業を行う事業所であって、2を超える共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)を有しているものについては、当分の間、省令第93条第1項及び予防サービス省令第73条第1項の規定は、適用しない。

( 提案理由 )

介護保険法の改正に伴い、足立区における指定地域密着型サービス等の事業に関する基準について、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。